

秋田県公報

目次

規則	秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則(九九・医务薬事課).....	1
告示	字の区域の変更(九一六・九一七・市町村課).....	1
	生活保護法による医療機関の指定(九一八・福祉政策課).....	2
	生活保護法による施術者の指定(九一九・福祉政策課).....	3
	生活保護法による医療機関の事業の休止(九二〇・福祉政策課).....	3
	生活保護法による医療機関の事業の廃止(九二一・福祉政策課).....	4
	結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(九二二・秋田中央保健所).....	4
	国土調査の指定(九二三・農山村振興課).....	4
	地籍調査に関する事業計画(九二四・農山村振興課).....	5
	大規模小売店舗の新設に関する届出(九二五・商工業振興課).....	5
	既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(九二六・商工業振興課).....	6
	大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(九二七・商工業振興課).....	6
	都市計画の変更予定及び都市計画の縦覧(九二八・都市計画課).....	7
	海岸保全区域の指定の一部改正(九二九・河川砂防課).....	7
	開発行為に関する工事の完了(九三〇・北秋田地域振興局建設部).....	8
公告	土地改良区の管理規程の認可(農地整備課).....	8
	物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)三件.....	8
	公安委員会告示	
	指定講習機関の指定(一三三・運転免許センター).....	11

規 則

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

秋田県規則第九十九号

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則(昭和四十六年秋田県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「年一・ハパーセント」を「年一・七パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十七年十一月一日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則第二条の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

告 示

秋田県告示第九百十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、湯沢市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

変更前の字の区域	湯沢市宇留院内字細越
変更後の字の区域	湯沢市宇留院内字七十

<p>の一、三六の二、三七、四二、四四から四六まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>湯沢市宇留院内字観音下 一の一、二の三の一部、二の五の一部、二の六の一部、一〇の一部、一一七の一部</p>	<p>湯沢市宇留院内字七十刈 三六の三の一部、四九の六及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに字観音下一の三に隣接する水路である公有地の一部</p>	<p>湯沢市宇留院内字葭長 一三の三、一四の一、一五の二の一部、一五の三及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>湯沢市宇留院内字観音下 九五の二、九六、九七の二、九八の二及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>	<p>湯沢市宇留院内字川前 一の一四、九の一、一〇の一、一一の一、七三、七四の一、七四の二及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部</p>	<p>湯沢市宇留院内字山根 三四の一、三四の二、三五、三六及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>	<p>湯沢市宇留院内字屋敷前 六の三の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>	
<p>湯沢市宇留院内字山根 一三二の三、一三二の九</p>		<p>湯沢市宇留院内字屋敷前 三〇の一、三一、三二の一、三二の四、三三、三四の一、三五、三六、三七の一、三八の一、三九の一、四〇の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>		<p>湯沢市宇留院内字山根 七の七、七の八、八の一、八の八、八の九、九、一〇、一一の三、一二の四及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>		<p>湯沢市宇留院内字葭長</p>		<p>湯沢市宇留院内字川前</p>

秋田県告示第九百十八号

<p>湯沢市宇留院内字川前 六八の四の一部、七〇の一の一部及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部</p>	<p>湯沢市宇留院内字山根 一三二の三、一三二の九</p>	<p>湯沢市宇留院内字屋敷前 三〇の一、三一、三二の一、三二の四、三三、三四の一、三五、三六、三七の一、三八の一、三九の一、四〇の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>湯沢市宇留院内字山根 七の七、七の八、八の一、八の八、八の九、九、一〇、一一の三、一二の四及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部</p>	<p>湯沢市宇留院内字屋敷前 湯沢市宇留院内字山根 湯沢市宇留院内字平林</p>
<p>秋田県告示第九百十七号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、鹿角郡小坂町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。 平成十七年十月二十八日</p>				
<p>秋田県知事職務代理人 秋田県副知事 西村 哲 男</p>				
<p>変更前の字の区域 鹿角郡小坂町大字小坂外三字新遠部沢外八国有林三〇三〇林班の全域</p>	<p>変更後の字の区域 鹿角郡小坂町小坂字向</p>			

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
五城目訪問看護ステーション	社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 会長	南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目六番地十	内科、呼吸器科、循環器科	平成十七年四月一日
サトウ調剤薬局	佐藤 吉和	湯沢市田町二一十五	調剤薬局	平成十七年八月一日
湖東快晴クリニック	医療法人 正和会 理事長	南秋田郡五城目町字上町二百八十四 一	整形外科、リウマチ科、内科、循環器科	平成十七年九月一日

秋田県告示第九百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施設を担当させる施設者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

氏 名	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	業 務 の 種 類	指 定 年 月 日
齋藤 征行	齋藤鍼灸治療院	秋田市高陽幸町一 二十四	あん摩マッサージ指圧	平成十七年八月十六日

秋田県告示第九百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

名 称	医療法人 富永皮膚科医院	開設者氏名又は名称	医療法人 富永皮膚科医院 理事長	所 在 地	大仙市大曲黒瀬町六 三十三 五	休 止 年 月 日	平成十七年八月二十九日
-----	--------------	-----------	---------------------	-------	-----------------	-----------	-------------

秋田県告示第九百二十一号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

名 称	五城目町老人訪問看護ステーション	開設者氏名又は名称	五城目町長	所 在 地	南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目六番地十	廃 止 年 月 日	平成十七年三月三十一日
-----	------------------	-----------	-------	-------	---------------------	-----------	-------------

平成十七年十月二十八日

秋田県告示第九百二十二号
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

名 称	古川医院	所 在 地	秋田県男鹿市船川港船川字船川 四十一番地三	辞 退 年 月 日	平成十七年十月十日
-----	------	-------	--------------------------	-----------	-----------

秋田県告示第九百二十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定したので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

- 一 調査の種類
地籍調査
- 二 指定年月日
平成十七年三月三十一日
- 三 調査を行う者の名称
横手市
- 四 調査地域
横手市大森町大字上溝の一部
- 五 調査期間
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

秋田県告示第九百二十四号
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、次のとおり平成十七年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理人

秋田県副知事 西村 哲男

- 一 調査を行う者の名称
横手市
- 二 調査地域

横手市金沢中野・増田町亀田・平鹿町浅舞・平鹿町中吉田・雄物川町大沢・十文字町仁井田・十文字町佐賀会・十文字町・十文字町宝竜一丁目・十文字町宝竜二丁目・山内平野沢・山内筏字大場沢ほか七十六字

- 三 調査期間

平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日まで

- 二 調査を行う者の名称
仙北市
- 二 調査地域

仙北市角館町山谷川崎字下萩ノ台ほか八字

- 三 調査期間

平成十七年四月二十二日から平成十八年三月三十一日まで

秋田県告示第九百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理人

秋田県副知事 西村 哲男

- 一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
ホーマック株式会社 代表取締役 柴田 憲次

- (二) 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番四十一号
大規模小売店舗の名称及び所在地
ホーマック大曲飯田店

- (三) 小売業を行う者の名称及び住所
ホーマック株式会社 代表取締役 柴田 憲次

- (四) 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番四十一号
大規模小売店舗の新設をする日
平成十八年六月十四日

- (五) 店舗面積の合計
四千三百八・三〇平方メートル

- (六) 駐車場の収容台数
二百八十二台

- (七) 駐輪場の収容台数
百二十三台

- (八) 荷さばき施設の面積
百二十・〇〇平方メートル

- (九) 廃棄物等の保管施設の容量
三十一・〇八立方メートル

- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ホーマック株式会社

- (十一) 開店時刻 午前七時三十分 閉店時刻 午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時から午後九時三十分まで

- (十二) 駐車場の自動車の出入口の数
四か所

- (十三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

- 二 届出年月日
平成十七年十月十三日

- 三 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大仙市役所 農林商工部商工観光課

- (二) 縦覧期間

- (三) 縦覧期間

- (四) 縦覧期間

- 四 意見書の提出先
 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 意見書を述べる者の氏名及び住所
- (一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (二) 意見を述べる理由
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第九百二十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 ホーマック株式会社 代表取締役 柴 田 憲 次
 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一番四十一号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ホーマック本荘店
 由利本荘市東梵天百八十三番一号
- (三) 変更しようとする事項
 (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 ア 変更前 二千九百九十二・〇一平方メートル
 イ 変更後 四千三百七十九・二九平方メートル
 (2) 駐車場の収容台数
 ア 変更前 百八十八台
 イ 変更後 二百二十五台
 (3) 駐輪場の収容台数
 ア 変更前 四十台
 イ 変更後 百二十五台

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
 ア 変更前 十五・八四立方メートル
 イ 変更後 二十・九六立方メートル
- (5) 小売業を行う者の開店時刻
 ホーマック株式会社
 ア 変更前 開店時刻 午前九時
 イ 変更後 開店時刻 午前七時三十分
 来客が駐車場を利用できる時間帯
- (6) 変更前 午前八時三十分から午後九時三十分まで
 ア 変更後 午前七時から午後九時三十分まで
- (7) 駐車場の自動車の出入口の数
 ア 変更前 二か所
 イ 変更後 三か所
- (四) 変更する年月日
 平成十八年六月十四日
- 二 届出年月日
 平成十七年十月十三日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
 縦覧場所
 (一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 由利本荘市役所 商工観光部商工振興課
 縦覧期間
 平成十七年十月二十八日から平成十八年二月二十八日まで
- 四 意見書の提出先
 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 意見書を述べる者の氏名及び住所
- (一) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 意見を述べる理由
- (二) 意見を述べる理由
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第九百二十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同法第三条において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ

いて意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理人

秋田県副知事 西村 哲 男

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社伊徳 代表取締役 伊 藤 碩 彦

大館市清水四丁目四番十五号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
いとく樹海ショッピングセンター
大館市字大田面十一番外

(三) 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前 いとく樹海ショッピングセンター
イ 変更後 大館樹海モール

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ア 変更前 ホーマック株式会社 代表取締役 前 田 勝 敏
イ 変更後 ホーマック株式会社 代表取締役 柴 田 憲 次

(四) 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の名称
平成十七年十月十七日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
平成十七年八月二十一日

(五) 変更する理由

(1) 大規模小売店舗の名称
名称変更による

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
代表者の変更による

二 届出年月日

平成十七年十月十七日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大館市役所 産業部商工課

(二) 縦覧期間

平成十七年十月二十八日から平成十八年二月二十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第九百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができない。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理人

秋田県副知事 西村 哲 男

一 都市計画の種類

公園

二 都市計画の案の名称

合川都市計画公園（九・六・一号北欧の杜公園）の変更

三 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 北秋田市下杉字上清水沢の一部

四 都市計画の案の縦覧場所

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(二) 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地の一 北秋田地域振興局建設部用地課

(三) 北秋田市宮前町四番十五号 北秋田市建設部都市計画課

五 都市計画の案の縦覧期間 平成十七年十月二十八日（金）から同年十一月十一日（金）まで

秋田県告示第九百二十九号

海岸保全区域の指定（昭和五十四年秋田県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月二十八日から施行する。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

表秋田県秋田沿岸仁賀保海岸芹田地区海岸の項中「由利郡仁賀保町」を「にかほ市」に、「金浦町界」を「金浦海岸飛地区界」に改め、表秋田県秋田沿岸象潟海岸上浜地区海岸の項中「由利郡」を「にかほ市」に、「同町大須郷」を「同市象潟町大須郷」に、「同町川袋界」を「同市象潟町川袋界」に改め、表秋田県秋田沿岸金浦海岸飛地区海岸の項中「由利郡金浦町」を「にかほ市」に、「仁賀保町界」を「仁賀保海岸界」に、「同町」を「同市」に改め、表秋田県秋田沿岸金浦海岸赤石地区海岸の項中「由利郡金浦町」を「にかほ市」に改める。
表以外の部分中「秋田県建設交通部河川課」を「建設交通部河川砂防課」に改め、「一般の」を削る。

秋田県告示第九百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、平成十七年九月七日付け指令北建 一五七八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市川尻町字大川反二百三十三番地の六十

株式会社たけや製パン 代表取締役 武 藤 真 人

二 開発区域に含まれる地域の名称

北秋田市七日市字前田四十五番、四十六番、四十七番、四十八番、四十九番、五十番一、五十一番一、五十二番一、六十七番一、六十八番一、六十九番一及び七十番

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、湯沢市中央土地改良区から申請があった三途川堰堤管理規程について、次のとおり認可したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

一 認可年月日

平成十七年九月二十八日

二 三途川堰堤管理規程の概要

(一) かんがい期間

毎年五月十日から八月三十一日までとする。

(二) 計画取水量

かんがい用水のための堰堤からの取水量は、次に掲げる水量を基準とする。

代かき期 毎秒〇・五〇〇立方メートル

普通期 毎秒〇・三七〇立方メートル

(三) 点検及び整備

管理者は、堤体、ゲートを操作するために必要な機械及び器具等を、常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

(四) 洪水警戒体制

管理者は、気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

(五) 干ばつ時の措置

管理者は、かんがい期において、堰堤の水位が標高三〇六・七〇メートル以下に低下するおそれがあるときは、その水位及び堰堤地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

(六) その他

管理者は、堰堤管理記録を備え、気象、水象その他堰堤の管理に関する事項について記録しなければならない。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量（一リットル当たりの単価契約とする。）

一号灯油 三万一千七百リットル

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 契約期間

契約した日から平成十八年三月三十一日（金）

契約した日から平成十八年三月三十一日（金）

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

秋田県知事職務代理者

- (四) 納入場所
秋田県庁
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十月二十八日(金)から同年十一月七日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十七年十一月十一日(金)午前十時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
入札金額は、一リットル当たりの単価とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等

- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年十月二十八日
秋田県知事職務代理人
秋田県副知事 西 村 哲 男
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び購入予定数量(一リットル当たりの単価契約とする。)
一種一号重油 八万二千リットル
購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (二) 契約期間
- (三) 契約した日から平成十八年三月三十一日(金)
- (四) 納入場所
秋田県庁
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十月二十八日(金)から同年十一月七日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十七年十一月十一日(金)午前十時四十五分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一リットル当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十月二十八日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

小形除雪機（一・一メートル級） 二台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年十二月二十六日（月）

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十七年十月二十八日（金）から同年十一月七日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年十一月十一日（金）午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その型
 経理せ、入社諸臣職しよる。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第132号
 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、次の者を
 指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第
 3条の規定に基づき告示する。
 平成17年10月28日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

- 1 名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称
秋田開発株式会社
 - (2) 住所
秋田県大仙市下鷹野字羽場87番地
 - (3) 代表者の氏名
堺 研太郎
- 2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地
 - (1) 事務所の名称
角館自動車学校
 - (2) 事務所の所在地
秋田県大仙市下鷹野字羽場87番地
- 3 特定講習の種類
道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習（取消処分講習）
- 4 特定講習を開始しようとする年月日
平成17年11月1日
- 5 指定講習機関の指定年月日
平成17年10月20日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄